

第 30 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 5 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5 人）

会長	1 番	内藤 仁
会長職務代理者	3 番	森山 一郎
委員	2 番	諸橋 清隆
	4 番	佐藤 一也
	5 番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（4 人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山田 裕

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸
事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 30 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので、総会は成立しております。このまま
総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、3 番 森山委員、5 番 岡田委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議 長 3 番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・令和 5 年度長岡地域農業振興協議会 総会
- 期 日：令和 5 年 5 月 9 日 (火)
- 会 場：アトリウム長岡
- 出席者：内藤会長、矢島事務局長

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。議案書の 1 ページをご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

申請内容は、通路及び庭敷地への転用となりますが、本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、平成 10 年頃に通路及び庭敷地として、整備し隣接する宅地と一体的に利用してきたとのこと。始末書の内容からも以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該申請地は農用地区域外であり、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、500 メートル以内に天領の里及び出雲崎漁港の施設があることから「第 3 種農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われま。

説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありまし

たら説明をお願いします。

5 番 5月12日(金)に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人本人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありませんが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり、第3種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

森山委員 通路というのは、道路になるということか。

事務局 申請地は隣接する宅地の出入通路として、一体利用してきたものです。今後もしそのように使用するということです。

議 長 家庭菜園などをする予定はないのでしょうか。

事務局 申請者は、遠方に住んでおり予定はありません。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2について説明します。それでは、議案書の2ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 このたび、2件の申請がありました。いずれも、中間管理事業による設定となっております。なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましても、経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。
説明は以上です。

内藤会長 申請地は以前、誰か耕作していたのか。

田中委員 〇〇氏が耕作していたところですが、離農にともない申請人が耕作を引き継いだものです。

森山委員 利用権の設定期間が10年ちょうどではないようだが。

事務局 申請者の意向によるものです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第30回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 5 年 5 月 26 日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩